

相生市立矢野小学校「いじめ防止基本方針」

令和5年8月改訂

1 いじめについての基本的な認識

《いじめの定義》

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「影響を与える行為」とは、「いやがらせ」や「いじわる」等など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5)けんか等を除く。

(注) 文部科学省調査における定義による

《定義の解釈》

- ① 「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないこと。
- ② 「心理的、物理的な影響を与える行為」とは、いじめの態様のこと。具体的には以下ののような態様を指す。

【心理的な影響を与える行為】

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。いやがらせやいじわる等をされる。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。等

【物理的な影響を与える行為】

ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

- ③ 「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援すること。

また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで調査のための指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが必要である。

(平成29年9月改訂 相生市教育委員会発行「相生市いじめ防止基本方針」参照)

2 いじめに対する本校の基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」 という強い認識を持つこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」 という危機意識をもつこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」 という信念を持つこと

(1) 学校として、なすべきこと

- ア いじめは、いじめる側に問題があるという共通理解を図ること
- イ 教育相談活動の充実と全教育活動を通した積極的生徒指導の展開を図ること
- ウ 家庭・地域・関係諸機関との連携を深めること
- エ いじめを早期発見するために、児童に対する定期的な調査及び教育相談を行うこと

(2) 教師として、なすべきこと

- ア いじめを見抜く感性を磨くこと
- イ 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと
- ウ 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努めること
- エ 心の居場所づくりに努めること
- オ 一人一人の心の理解に努めること
- カ いじめは許さないという学校風土をつくること
- キ 教師間で連携・協力して問題の解決に当たること
- ク いじめを受けた児童生徒を最後まで守ること
- ケ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること
- コ 児童や保護者からの声に誠実に答えること

3 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 豊かな心を育む教育を推進する

- ア 安心して帰属できる居場所となる学級経営
 - ・受容的な学級集団作り
 - ・お互いの良いところを認め合い、自尊感情を育てる仲間作り
 - ・つらいこと、気になることを相談しやすい担任との人間関係
- イ 道徳の授業による道徳的実践力の育成
 - ・生命を尊重する心を育む道徳の授業づくり
 - ・環境に流されず善悪を判断し、思いやりの心を育てる授業づくり
 - ・人権課題を意識した道徳の授業づくり
 - ・インターネットの正しい活用など情報モラル教育の推進
- ※保護者にも P T A 活動等を通じて周知を図る
- ウ 体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心の育成
 - ・仲間と協力することの大切さを学ぶ農業体験
 - ・地域の方々に支えられていることの実感と感謝
- エ 確かな人権感覚に基づく人間関係づくり
 - ・確かな学力の育成で自尊感情を高める
 - ・異学年で意識を通わせともに活動する児童会活動
- オ 不登校傾向、虐待等の未然防止と早期発見、迅速な対応
 - ・生活振り返り表による児童の生活実態の把握
 - ・児童の実態把握と心のケアへの保健室の活用
 - ・家庭や地域との連携を深め情報への感度を高める

(2) 教職員の資質向上や組織づくりをはかる

- ア 教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整え、全教職員の協力体制の下で児童に向き合う時間の確保
- イ 教職員の対応能力向上に向けた研修(法令の理解や危機管理意識の向上)
- ウ 「いじめ未然防止プログラム」等の積極的な活用

4 いじめ早期発見に向けた取組

(1) 日々の観察

- ア 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
(平成29年8月兵庫県教育委員会発行「いじめ対応マニュアル」参照)
- イ 児童の言動等の変化
- ウ 日記等

(2) 教職員の連携

全教職員で全児童も見守り、児童の様子や言動についての情報交換・意見交流を密に行う。

(3) 教育相談の充実

児童及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう相談体制を整備し、教育相談の充実を図る。

ア 校内での教育相談体制の充実

イ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

(4) いじめを早期に発見するため、定期的なアンケートの実施

・生活アンケート 年3回（6月、10月、2月）

・保護者対象アンケート 学校評価に含む

5 いじめ早期解決に向けた取組

(1) 全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であることを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携して解決にあたる。

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないようであれば、「ひょうごっ子悩み（いじめ）相談」等の相談窓口の利用も検討する。

6 重大事態発生時の対応について

【重大事態の意味】

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

(平成29年9月改訂 相生市教育委員会発行「相生市いじめ防止基本方針」参照)

ア 学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

イ 教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。学校が主体となって調査を行う場合は、「いじめ対応チーム」を母体とし、当該重大事案の性質に応じて、学校支援チームの派遣の他、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保し、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ウ 当該重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、どのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校は積極的に資料を提供する。

7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対応チーム」（生活指導委員会が兼務）を設置する。

<構成員>

校長 教頭 生活指導担当 学年ブロック代表

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

<開催>

月1回を「いじめ対応委員会定例会」とし、いじめ事案発生時は、その都度、緊急開催とする。

8 いじめ指導年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	事案発生時、緊急対応会議の開催	生活指導委員会（いじめ対応チーム定例会）			教職員研修	
未然防護に組	職員会議	保護者向け啓発	学級づくり 人間関係づくり			学級づくり 人間関係づくり
早期発見に組			生活アンケート			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	事案発生時、緊急対応会議の開催	生活指導委員会（いじめ対応チーム定例会）	保護者向け研修会	教職員研修		
未然防護た組	学級づくり 人間関係づくり					
早期発見た組	生活アンケート		保護者アンケート		生活アンケート	次年度に反映